

## 臨床研究における研究倫理の的確な運用に関する規程

平成28年4月1日

28（規程）第76号

最終改正 令和6年4月1日

令06（規程）第34号

### （目的）

第1条 この規程は、「臨床研究法」（平成29年法律第16号）、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）、「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年文部科学省・厚生労働省告示第255号）その他の生命倫理に関する法令・指針（以下「法令・指針類」という。）の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における運用について定めることを目的とする。

### （理事長の責務）

第2条 理事長は、法令・指針類に規定される研究機関の長として最終的な責任を負うものとする。

### （臨床研究審査委員会の設置）

第3条 理事長は、QST病院に臨床研究審査委員会を設置する。

### （QST病院長の責務）

第4条 理事長は、法令・指針類に規定される義務をQST病院長に委任する。

- 2 QST病院長は、法令・指針類に沿った適正な臨床研究等を実施するための規則等を整備するとともに、臨床研究審査委員会等の所要の体制を整備する。
- 3 QST病院長は、理事長に代わって、研究実施の判断等、法令・指針類に規定された責務を果たす。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（平成29年5月30日 29（規程）第58号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月8日 29（規程）第92号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31（規程）第45号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 令03（規程）第15号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日 令03（規程）第43号）  
この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 令06（規則）第34号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。